



答 申 第 607 号  
平成 28 年 12 月 27 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 12 月 27 日付け神保高介第 4661 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護保険事業計画策定にかかる在宅高齢者実態調査結果と要介護認定データの  
電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市介護保険事業計画の策定にあたり、市内在宅高齢者の心身の状況等を把握する実態調査を行い、結果を市保有の要介護認定データと突合のうえ分析することで、要介護者の在宅生活継続等にかかる効果的な対策の検討を図ることは、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

介護保険事業計画策定にかかる在宅高齢者実態調査結果と要介護認定データの  
電子計算機処理について

(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

【在宅高齢者実態調査に関連付ける市保有の情報】

◎認知症日常生活自立度

◎【在宅高齢者実態調査の情報項目】

- ・年齢、性別、身長、体重
- ・居住区
- ・家族構成
- ・親族との距離
- ・要介護度
- ・各種手帳等の取得状況
- ・住まいの状況
- ・世帯の収入
- ・世帯の貯蓄
- ・くらしの状況
- ・主観的健康状態
- ・疾病
- ・通院の有無
- ・在宅医療の有無・利用頻度・処置
- ・かかりつけ歯科医の有無、歯科検診の受診状況
- ・口腔ケアの状況、歯の残存本数
- ・服薬状況、かかりつけ薬局の有無
- ・食生活について気をつけていること
- ・固いものを食べることで、他人との食事の機会
- ・からだを動かすこと
- ・認知症に関する情報の入手元
- ・認知症に関しての心配事、相談先
- ・毎日の生活での自立度
- ・成年後見人制度を知っているか
- ・医療・介護に関する相談先
- ・日常生活の心配事、相談相手、連絡相手
- ・近所とのつきあい

- ・グループ活動への参加、参加しない理由、参加したい活動
- ・ボランティアへの参加
- ・高齢期の住まいの希望
- ・看取りの希望場所
- ・特別養護老人ホームへの申し込み状況、理由
- ・24時間在宅サービス実施の影響
- ・施設等利用負担の可能額、相部屋・個室の希望
- ・住まいのバリアフリー化の状況
- ・保険料段階、介護保険料に対する考え方
- ・介護保険外サービスの利用状況、提供主体
- ・介護保険サービスの利用状況
- ・今後、在宅生活の継続に必要と感じるサービス
- ・ホームヘルプの利用状況
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用意向
- ・デイサービス等の利用状況
- ・介護者の状況
- ・介護者の勤務形態、仕事の継続の可否
- ・介護者の不安、負担を減らすために必要な施策
- ・認知症サポーターに依頼したいこと
- ・介護者の相談相手